

令和2年第3回定例会
斑鳩町議会会議録

令和2年9月25日
午前9時30分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（12名）

1番	溝部真紀子	2番	齋藤文夫
4番	小城世督	5番	伴吉晴
6番	大森恒太朗	7番	嶋田善行
8番	井上卓也	9番	横田敏文
10番	坂口徹	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 欠席議員（1名）

3番 中川靖広

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷容子 係 長 岡田光代

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	山本雅章	総務部長	面巻昭男
財政課長	福居哲也	住民生活部長	加藤恵三
長寿福祉課長	中原潤	国保医療課長	安藤晴康
都市建設部長	上田俊雄	上下水道課長	猪川恭弘
会計管理者	黒崎益範	教育次長	栗本公生

1, 議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 3. 総務常任委員長報告について
- 日 程 4. 決算審査特別委員長報告について
- 日 程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日 程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 議案の訂正について
- 追加日程 2. 発議第 6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 追加日程 3. 発議第 7号 義務教育全学年で少人数学級を実現することを求める意見書について
- 追加日程 4. 発議第 8号 PCR検査のさらなる拡充を求める意見書について
- 追加日程 5. 研修会への参加派遣について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開議)

○議長（坂口徹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

なお、中川議員は、まだ来られておりません。

これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。

これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 建設水道常任委員長報告についてを議題とし、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

8番、井上委員長。

○建設水道常任委員長（井上卓也君） おはようございます。それでは、建設水道常任委員会委員長報告をさせていただきます。去る9月11日、全委員出席のもと委員会を開きましたので、その概要について報告いたします。

はじめに、1. 付託議案について、（1）議案第40号 令和2年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）について。国の交付金を活用し、水道料金の基本料金を9月分から翌年2月分まで免除するため等の補正であるとの説明がありました。委員より、水道基本料金免除の期間について等、若干の質疑があり、理事者より答弁されております。議案第40号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査について、（1）都市基盤整備事業に関することについて。いかるがパークウェイの整備について報告があり、三室・紅葉ヶ丘区間は、去る8月1日、三室交差点部分が完成し、三室交差点の全方向に右折レーンが整備され、引き続き、三室交差点から東側の、側道や歩道などの工事が順次行われているが、可能な限り早期に完成するよう、国に働きかけていくとのこと。五百井・興留区間は、事業用地の取得に向け、地権者、権利関係者との交渉が引き続き進められており、埋蔵発掘調査は、9月7日から開始しているとのこと。また、7月と8月に3回にわたり事業促進にかかる要望活動を行っており、今後も関係各所に対し、事業進捗を踏まえ、積極的な働きかけを行っていくとの報告がありました。委員より、服部道の交通状況について、町長の要望活動について等の質疑があり、理事者より答弁されております。

以上、継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

続いて、3. 各課報告事項について、(1) 議案第36号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について。当委員会所管に関する事項について、水道事業会計補助金として7,218万円の増額補正と町営住宅リフォーム費用の追加について説明がありました。次に、(2) 斑鳩町産業まつり2020については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、模擬店などのイベントは中止し、農産物の品評会の開催・表彰式典を実施するとの報告がありました。

次に、(3) 大和川遊水地整備事業について。国が主体となって取り組んでいる大和川遊水地整備事業は、斑鳩町、川西町、安堵町の3町、5か所で、現在、遊水地の整備に向けて事業を進めているところで、目安地区で約30万立法メートル、三代川地区で約20万立法メートルの洪水調整容量を確保する計画をしており、今回、大和川河川事務所が提案し、これから周辺自治会と協議を予定している案について報告がありました。委員より、遊水地の予定の高さ、三代川地区遊水地についてなど、いくつかの質問があり、理事者より答弁されております。

次に、(4) 町営住宅入居者に係る連帯保証人の免除の取り扱いについて。斑鳩町町営住宅条例に定める「特別の事情がある者に対しては連帯保証人の連署を免除できる」との規定の取り扱いを定めることとしたとの報告がありました。委員より、DV被害者への免除について等の質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、(5) 斑鳩町都市計画マスタープランの改定状況についてであります。第2回 斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会の会議資料に基づき、都市づくりの目標、都市の将来像であり、本計画で定める都市の将来像等について説明があり、今後引き続き、策定状況について報告することです。委員より、パブリックコメントについての質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、(6) 県事業について。奈良県が実施する工事について、情報提供があり、三室山法面工事は、三室山北側の急傾斜地約5,800平方メートルについて、法面にアンカーボルトを打ち込み、それぞれを鋼線をつないで法面の崩落を防ぐとともに、道路境界付近に落石防止柵を設置し安全性の向上を図る工事で、予定工期は令和2年11月から令和4年2月頃と聞いており、本工事の完了により当該地に指定されている土砂災害特別警戒区域については解除される予定であるとの報告がされました。委員より、他の土砂災害特別警戒区域について等、質疑があり、理事者より答弁されております。

次に（７）水道事業の県域一体化について。今後、人口減少に伴い水需要の減少から給水収益が減益し、更新事業費の確保が困難になることなど、水道事業を安全、安心に継続し、安定的に飲料水を供給するためには、水道事業の広域的な運営が有効な手段であるとし、奈良県と市町村で平成３０年度から県域水道一体化検討会を設け、その中で水道事業の県域一体化に向けた議論が進められてきたこと。また今後のスケジュールや、単独で事業を維持していく場合、後年度での更新費用が大きな負担となるなか、一体化をすすめれば、その負担の軽減や料金の水準が今よりも安価になる見込みであると試算しているなど、資料により報告されました。委員より、いくつかの質疑があり理事者より答弁されております。最後に、９月８日に、町道４０１号線、服部道で水道管の漏水事故が発生し、その止水作業中に、車両事故が発生する事態となったこと、また今後再発防止に取り組むとの報告がありました。

以上が、開会中における当委員会にかかります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますよう、よろしくお願いいたします。これで、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 次に、日程２．厚生常任委員長報告についてを議題とし、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

１１番、濱委員長。

○厚生常任委員長（濱真理子君） おはようございます。それでは厚生常任委員会の報告をさせていただきます。令和２年９月１５日午前９時より全委員出席のもと厚生常任委員会を開催いたしました。その概要を報告いたします。

本委員会に付託されました６議案につきましては、すべて原案どおり可決すべきものと決しましたことを、まずご報告いたします。

議案第３２号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第３３号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案第３４号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、これらの議案はいずれも、令和２年度の地方税制の改正により地方税法等の法律が一部改正されたことから、所要の改正を行うと説明がありました。委員より、資産割について、低未利用土地について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、議案第37号 令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、前年度繰上充用金の執行額の確定等に伴い、予算総額から178万7千円を減額し、31億6,571万3千円とすると説明がありました。

次に、議案第38号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてです。保険事業勘定では、令和元年度の決算余剰金の確定等に伴い、予算総額に8,296万4千円を追加し、26億4,646万4千円とするとのことです。また、介護サービス事業勘定では、令和元年度会計の余剰金の確定等に伴い、予算総額に161万1千円を追加し、1,051万1千円とすると説明がありました。

次に、議案第39号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、令和元年度会計の決算余剰金の確定等により予算総額に242万3千円を追加し、4億8,962万3千円とすると説明がありました。

続いて、継続審査である、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについての説明を受けました。ごみ処理広域化に関する5市町合同勉強会について、8月27日、各市町副首長が参加し、第13回合同勉強会が開催されたとのことです。まず、奈良市からスケジュール変更提案が示され、奈良市七条地区において、令和12年度稼働目標に、広域で参加するという方針を検討されている市町と、今後より具体的な議論を展開し、令和3年度中をめどに事業推進協定を締結したいと説明され、その後、奈良市が各市町に参加意向の意思確認をされたとのことです。そのなかで、斑鳩町の意向としては、「斑鳩町の具体的な負担額がわからない状況では、参加の可否を判断する材料が整っていないと認識している。このことから、現時点では、残念ながら参加することを断念する結論に至った」と回答されたとのことです。また、大和郡山市は、「地域の理解が得られる状況でなければ、枠組みには参加できないが、今後の合同勉強会がより踏み込んだ内容で協議するならば参加は可能」と回答があったとのことです。また、生駒市・平群町からは、「令和12年を稼働目標とする奈良市策定のスケジュール感とは合わず、参画をすることはできない」との回答があったとのことです。奈良市からは、生駒市と平群町は、スケジュールが合わないため、枠組みに参加できないという判断であり、合同勉強会から抜けるという理解を示されました。また、大和郡山市へは、地元への説明は引き続き最大限努力するという前提のもと、奈良市が勉強会への参加をお願いされ、大和郡山市は、「新たな枠組みで改めて検討するならば参加は可能」と回答されたということです。そして、斑鳩町に対しては、具体的な負担額は、施設規模が決まらなければ計算することはできず、今後、

協議をしていく中で明らかになってくる事項であると考えているが、それでも現時点で枠組みには参加しないという判断でいいかと、奈良市から斑鳩町へ質問があり、斑鳩町からは、「連携協議会設立前までに、斑鳩町の負担額を示していただける確約があるならば、継続して参加することは可能であると考えているが、5市町から3市町となるといったことなども含め、町長や議会へ諮ったうえで、改めて判断をしたい」と回答されたと、第13回合同勉強会の結果報告をされました。委員からは、合同勉強会は今後も参加するのか、他の勉強会への参加も考えているのか、確実な負担額がわかってからの脱退はできないのか、などの質疑がなされ、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、各課報告事項では、議案第36号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について、住民生活部が所管する内容について、高齢者相談・子育て相談・児童虐待等相談・母子保健相談のオンライン化導入費用、三室休日応急診療所の感染症拡大防止対策のための改修工事にかかる分担金などの説明がされました。委員からの質疑はありませんでした。次に、令和3年度保育所保育料（案）について、引き続き国の基準の80%で設定する案を表により示され、12月議会に条例改正の議案提出を予定されていると説明がありました。委員からは国基準の80%はいつからか質疑があり、令和元年度からであると答弁がなされました。その他の報告では、9月11日に環境対策課の職員が町内で交通事故を起こし、今後、その損害賠償にかかる事案について専決処分を行うこととなるとの報告がありました。

その他では、鳩水園の汚泥処理と、これに伴う水道使用量について委員から質疑があり、理事者から一定の答弁がありました。

以上が、厚生常任委員会での概要です。なお詳細につきましては、会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますよう、よろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 次に、日程3. 総務常任委員長報告についてを議題とし、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

12番、木澤委員長。

○総務常任委員長（木澤正男君） それでは、9月16日に開催しました、総務常任委員会の審査の概要について報告いたします。

まず、本会議より付託を受けました4議案についてですが、すべて満場一致で可決すべきものと決しました。また陳情第2号については採択すべきものと決しましたことを最初にご報告いたします。

まず、議案第30号 斑鳩町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、公平委員会委員の報酬について、また「善意でかつ重大な過失がない場合」とはどんな場合か等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、議案第31号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、今回の改正による影響額について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、議案第35号 令和2年度斑鳩町立学校教育用情報通信端末の取得について、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、機器の導入・設置と使用開始の時期について、ドリル教材の中身について、破損が生じた場合の保証について、パソコンの台数が不足した場合の対応について、通信教育推進協議会の構成について、プロポーザルへの業者の参加状況や機種取り扱い状況について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、議案第36号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について、理事者の説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、住宅リフォーム等の支援について、金剛流宗家斑鳩公演の開催について、文化振興センター設備維持支援金について、臨時財政対策債について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、陳情第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、議会事務局より説明を受け、委員皆様のご意見をお受けしたところ、委員より、意見書を提出したらいいとのご意見があり、委員皆様にお諮りしたところ、当委員会として陳情を採択すべきものと決し、委員会発議にて本会議に意見書を提出することを確認しました。

以上で、本会議から付託を受けた議案の審査を終わりました。

次に、継続審査である斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とし、理事者の報告を求めたところ、まず1点目に、斑鳩町文化財活用センターの運営について、秋季特別展の関連行事として、11月7日（土）の午後1時30分より、斑鳩宮と斑鳩寺をテーマにした講演とミニシンポジウ

ムを内容とした歴史講演会の開催を計画しているとのことでした。次に、2点目として、発掘調査について、いかるがパークウェイ建設に伴う埋蔵文化財発掘調査については、調査事務所や防護フェンスの設置を終え、9月7日（月）より重機掘削による試掘調査を進めており、今年の12月までを目途に調査を進めていくとのことでした。質疑等はありませんでした。継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項についてですが、町より資料のあるものが1件、資料のないものが3件、あわせて4件の報告を受けました。まず1点目は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）の概要について、理事者より、資料に基づき報告を受けました。こちらについては質疑等はありませんでした。

次に、2点目として、斑鳩町コミュニティバスの運行について、今年度末の令和3年3月をもって、奈良交通株式会社と契約期間が満了となり、令和3年4月から新たな運行契約を締結する必要がある。令和3年度以降のコミュニティバスの運行については、現行のダイヤを変更せず、1日4便の運行を継続する方向で考えており、王寺駅乗り入れを含む効果検証や利用者のニーズを継続的に把握していきたいと考えている。今後のスケジュールとして、10月に開催を予定している地域公共交通会議において、令和3年度以降の運行計画を審議していただく予定としており、11月の当委員会には、その審議結果等に加え、相談させていただきたいとのこと。また、新型コロナウイルス感染症対策であるコミュニティバス車内の抗菌加工は、9月4日、5日、金・土の日程で完了したとのことでした。

次に、3点目として、王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止について、これまでの経緯とともに同協議会において、令和3年3月31日をもって廃止する方向が確認されたこと、また、本年12月の町議会定例会に、同協議会の廃止に係る議案を上程する予定であるとの報告がありました。

次に、4点目として、斑鳩町中央公民館駐車場整備工事の進捗状況について、中央公民館の南側、第1駐車場の道路を挟んで東側にある913.17平方メートルの土地について、地権者と用地交渉を重ねてきた結果、本年6月までに1平方メートル当たり年間1,200円で借地することで合意に達し、本年7月1日付で土地賃貸借契約を締結した。その後、7月27日から10月30日までを工期とし、駐車場整備工事を進めているところである。中央公民館の駐車場は、正面、地下、第1、第2駐車場を合わせて、現在75台の駐車スペースがあるが、大ホールで催しが開催される際

は、駐車場が不足している状況であり、駐車場整備の工期内ではあるものの、整備が終了した部分について検査を実施し、工事に支障のない範囲で他の駐車場部分が満車になった場合は、駐車場として開放している。今回の整備が完了すると、最終的には35台の駐車スペースが新たに確保でき、中央公民館全体の駐車スペースは110台となるとのことでした。これらの報告を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、駐車場の平米単価について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

以上で各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、各委員より質疑、ご意見をお受けしましたが、特段の質疑等はございませんでした。最後に、継続審査の取り扱いを確認し、総務常任委員会を閉会しました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますようお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 次に、日程4．決算審査特別委員長報告についてを議題とし、決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

12番、木澤委員長。

○決算審査特別委員長（木澤正男君） それでは、去る9月8日、9日の2日間にわたり審査を行いました決算審査特別委員会の審査の概要について報告させていただきます。

決算審査特別委員会は、本定例会初日の本会議より付託を受けました、議案第41号令和元年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、及び認定第2号から認定第7号までの各会計の令和元年度決算認定についての7議案を審査いたしました。結果から申しあげますと、本会議から付託を受けました7議案は、当委員会としてすべて満場一致で可決または認定すべきものと決しております。

それでは、主な質疑の内容について、若干ご報告申しあげます。

まず、一般会計についてですが、総務部・会計室・議会事務局所管に係る審査では、①財政推計について、②観光協会への支援について、③災害物資の備蓄について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。次に、住民生活部所管に係る審査では、①コンビニ交付の利用状況について、②高齢者外出タクシーの利用状況について、③生ごみ分別の全町実施のスケジュールについて等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。次に、都市建設部所管に係る審査では、①遊休農地

の解消について、②ブロック塀撤去の支援について、③水道の老朽管の検査や更新について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。次に、教育委員会所管に係る審査では、①放課後子ども教室の参加人数の減少について、②学校健診後のフォローについて、③すこやか斑鳩・スポーツセンターの土地賃借料について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、国民健康保険事業特別会計決算の審査では、①県会計の基金等の状況について、②出産育児一時金について、③短期被保険者証の発行状況等について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。次に、介護保険事業特別会計決算の審査では、①介護リハビリテーション活動の支援について、②ケアマネジメントに関する日常的個別指導・相談支援困難事例等への指導・助言について、③第8期計画への基金活用の考え方等について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。次に、後期高齢者医療特別会計決算の審査では、①滞納繰越分保険料の収納状況について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、水道事業会計決算の審査では、①県営水道100%切り替えへのスケジュール等について、②県域一体化による当町への影響について、③水道管の老朽化対策と漏水調査について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。次に、下水道事業会計決算の審査では、①一般会計からの繰入れに対する負担軽減策について、②下水道への接続促進の取り組みについて質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

以上、非常に簡単ではございますが、以上が当委員会に付託されました議案に対する審議の概要です。委員の皆さまには、長時間にわたり終始熱心にご審査を賜りまして感謝申し上げます。また、理事者の皆さまには、決算審査特別委員会で各委員から出された貴重な意見や提案については真摯にご検討いただき、今後の行政運営に反映していただくことをお願い申し上げます。

以上で、決算審査特別委員会の審査結果と審査の概要についての報告とさせていただきます。なお、詳細につきましては、後刻、会議録に整理をいたしますので、ごらんいただきますようお願いをいたしまして報告とさせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして、表決を行ってまいります。

初めに、議案第30号 斑鳩町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第31号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第32号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第32号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第33号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第33号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第34号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第34号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第35号 令和2年度斑鳩町立学校教育用情報通信端末の取得についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第36号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第36号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第37号 令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第37号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第38号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第39号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第40号 令和2年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第41号 令和元年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号については、満場一致で可決されました。

次に、認定第2号 令和元年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対する議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） それでは、認定第2号 令和元年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についての反対意見を申し上げます。

令和元年度は後半に新型コロナウイルス感染という大きな災害ともいえる事件が起こり、今なお、その恐怖と対応に追われています。斑鳩町でも感染者があり、学童保

育現場では子どもたちや保護者の方々の計り知れない心配が広がりました。幸いに他への感染はなく済みしました。町の迅速な対応等に敬意を表します。

令和元年度末からの県・国の交付金に加え、町単独の支援もなされ、評価できることが決算にも多々ございます。反対意見を述べるにあたり、決算全体に対しての反対ではないことを先に申しあげます。令和元年度の予算審査では、マイナンバーカード関連で、コンビニでの交付等に対して反対を申しあげました。決算も同様の意見を申しあげます。カードの取得が低いまま、また、町内のコンビニの閉店や、メンテナンスなど一時的な使用休止があるなど、ランニングコストの高いこと等、再考が必要でございます。今、県・国でも新型コロナ感染の登場で、住民のためになすべきは何か、と、最優先すべきは何か、と事業の見直しが進んでいます。令和元年度決算への反対意見を申しあげることにより、町はひとつひとつの事業に対しての再考をなされ、今後の町政に生かされますように願ひまして、私の反対意見といたします。

皆さんのご賛同をよろしくお願い申しあげます。

○議長（坂口徹君） 次に、本案を認定することに賛成する議員の意見を求めます。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 認定第2号 令和元年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を申しあげます。

令和元年度は、10月に消費税率の引き上げがあり、国主導による負担軽減や消費喚起のための景気対策が講じられたものの、この影響による景気後退が不安視されるなか、年度末には、新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大する厳しい状況となりました。このような状況下で、本町の令和元年度予算の執行にあたっては、住民の誰もが安心して生活できるまちの実現に向けて、前向きに取り組まれているものと考えられます。その主な内容としましては、小中学校の空調設備の整備や小学校のタブレット型パソコンの導入、中学校の和式トイレの洋式化などの学校教育環境の整備・充実、また、西和医療センター内での西和5町との広域連携による病児保育施設の整備や国の動向にあわせた幼児教育・保育の無償化への対応などの子育て支援及び保育環境の充実、さらには、自治会防犯カメラ設置への助成制度の創設、消防防災用無線機の更新などの防犯・防災施策の充実や、そのほか観光振興及び産業振興など、多岐にわたり様々な事業を積極的にすすめているものと認められます。

決算状況をみますと、実質収支では、基金を取り崩すことなく、前年度を上回る3億9,808万円の黒字を確保し、また、町債残高でも、前年度と比べ1億5,26

6万9千円の減となり、健全な財政を維持しているものと認められます。ただ、今後につきましては、人口減少・少子高齢化の急速な進展に伴い、社会保障費の財源がさらに不足する厳しい状況が予測されており、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による景気後退が、町財政に与える影響も懸念されることから、現状に甘んじることなく、より一層の財政健全化に、引き続き尽力されることが必要不可欠であると考えられます。

最後に、決算審査特別委員会での各委員からの指摘や監査委員からの決算審査意見については、真摯に受け止め、今後の予算編成等に生かされることを要望し、私の賛成意見といたします。

議員皆さまのご賛同をお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（坂口徹君） 起立多数であります。

よって、認定第2号については、賛成多数で認定されました。

次に、認定第3号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号については、満場一致で認定されました。

次に、認定第4号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号については、満場一致で認定されました。

次に、認定第5号 令和元年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、認定第5号については、満場一致で認定されました。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配布しておりますように、町長から、認定第6号 令和元年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、議案の訂正の申し出があります。

よって、追加日程1. 議案の訂正についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、議題することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 議案の訂正についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。お手元に配布しております、議案の訂正の申し出を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 令和元年度斑鳩町水道事業会計決算の認定にかかる議案の訂正の申し出について、許可することにいたしました。

次に、認定第6号 令和元年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、認定第6号については、満場一致で認定されました。

次に、認定第7号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、認定第7号については、満場一致で認定されました。

ここでお諮りいたします。

皆さまのお手元に配布しております追加日程2. 発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、追加日程3. 発議第7号 義務教育全学年で少人数学級を実現することを求める意見書について、追加日程4. 発議第8号 PCR検査のさらなる拡充を求める意見書について、を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程2. 発議第6号、追加日程3. 発議第7号、追加日程4. 発議第8号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程2. 発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番、木澤委員長。

○12番(木澤正男君) それでは発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、提案説明をさせていただきます。

まず議案書を朗読いたします。

発議第6号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な

悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

標記について、地方自治法第109条第6項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年9月25日提出

総務常任委員会

それでは、意見書の朗読をもって説明とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の
急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

平素は、市町村の財政健全化にご支援をいただき、厚く御礼申しあげます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月25日

奈良県斑鳩町議会

以上で提案説明とさせていただきます。議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号については、満場一致をもって可決されました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

なお、ただいまの発議第6号の可決により、陳情第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、採択されたものとみなします。

次に、追加日程3. 発議第7号 義務教育全学年で少人数学級を実現することを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） それでは、発議第7号 義務教育全学年で少人数学級を実現することを求める意見書について、提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第7号

義務教育全学年で少人数学級を実現することを求める意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年9月25日提出

議 会 議 員

濱 真 理 子

木 澤 正 男

別紙の意見書を朗読をいたしまして、説明とさせていただきます。

義務教育全学年で少人数学級を実現することを求める意見書

新型コロナウイルス感染症対策として全国的に実施した3か月にわたる学校の休業によって、「学校に行けない」「外で遊べない」「勉強が心配」など、子どもたちの不安が強まっていることが、国立成育医療研究センターの「コロナ×こどもアンケート」などで明らかになっています。学校再開後の子どもたちの不安を受け止める手厚い教育が求められています。

しかし実際には、学校再開直後の一時期だけ分散登校が実施され、1クラス20人程度の少人数授業が実施されましたが、現在では通常登校と通常人数授業に戻っています。しかも、7時間授業や土曜日授業、夏休み短縮などにより、子どもたちのなかで新たなストレスが広がっています。

こうした状況下にあって、7月3日には全国知事会など地方三団体が「現在の40人学級では、感染症予防のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難」として、少人数学級の実現へ「教員の確保が是非とも必要」と求めた提言を発表しました。さらに文部科学大臣も「少人数の有効性を深掘りしたい」（7月22日衆議院文部科学委員会）と、義務教育標準法の見直しに前向きな発言をしています。

OECD加盟国中最低となっている日本の教育予算水準をOECD平均並みに引き上げ、教員の配置を大幅に増やすことは学校で感染症予防と子どもに寄り添うゆきとどいた教育の実現に欠かせない課題です。

よって政府及び国会は、教員の確保を拡充し、少人数学級を早急に実現されるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月25日

奈良県斑鳩町議会

議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） 発議第7号については、賛否の討論を要するとの申し出がありません。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

4番、小城議員。

○4番（小城世督君） 義務教育全学年で少人数学級を実現することを求める意見書の提出に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、各学校において教職員の皆さんが、新型コロナウイルス感染症から子どもを守るため、授業や行事の方法を工夫し、校舎や備品の消毒に努められていることに敬意を表します。

さて、斑鳩町では、町独自の少人数学級編制が従前から段階的に実施されており、小学1・2年生は30人学級、小学3年生から中学3年生までは35人学級で運営されております。しかしながら、全国的には、多くの学校が学校教育法で定められた40人学級で運営されております。このことから、感染症予防のために児童・生徒間の距離を確保するため、令和2年7月に全国知事会、全国市長会、全国町村会により「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」が政府に向けられて要望され、そのなかで、少人数編制を可能とする教員の確保を求められたところです。今後、予想される感染症の再拡大時にあっても、必要な教育活動を継続し、子どもたちの学びを保障することはたいへん重要であります。このため、少人数学級や少人数指導など、さまざまな形態の授業を可能とするため教員の確保、オンライン学習のための環境整備や人材確保は必要と考え、全国町村会など地方三団体の提言には大いに賛同するところであります。

政府においては、地方三団体の提言を受け全体的な視点で教育環境の整備をはかれるものと考え、本意見書の提出に対しては必要がないものとし、反対するものではありません。

議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、発議第7号に対する意見書について、賛成の立場から意見を申し上げます。

意見書にもありますように、コロナ禍が子どもたちの教育環境に大きな影響を与えています。当時、政府は3密を避けるため、緊急事態宣言を出し、国民に対しては自粛を要請するとともに、全国の学校には休業要請をいたしました。その休校期間に外で遊べない、友達に会えない、など、子どもたちは大きな不安と不満を抱え、ストレスにより以前のように学校に通えない、授業を受けられないという子どもたちの状態が全国で確認をされています。そうしたことから、子どもたちの不安を受け止める手厚い教育が求められており、教員の数を抜本的に増やして、一人ひとりの子どもたちの状況を把握し、子どもたちの変化や悩みに対応できる体制づくりが早急に必要です。

また、緊急事態宣言が解除された後も、世間では引き続き3密を避けるため、在宅ワークや営業・イベントの自粛など、さまざまな対応が行われています。斑鳩町でも公民館等の貸館の利用人数を半数に制限するなど、社会全般でそうした対策が行われているなか、学校だけが例外となってしまうています。全国的には小学校1・2年生で35人、その他は小学校3年生から高校3年生まで40人学級のところがほとんどとなっており、1つの教室のなかに30人～40人の児童・生徒がひしめき合い、隣の席の子との最低限のスペースも確保できないという状況です。斑鳩町においては、先ほど反対討論者もおっしゃっていましたが、小学校1・2年生は30人学級、小学校3年生から中学校3年生までは35人学級とし、さらには各机にパーテーションを設置するなど対応はなされているものの、地方三団体などが求める感染症予防のために児童・生徒間の十分な距離を確保するという点からすれば程遠い状態です。さらには以前とくらべ、教員の事務量の増加や保護者・地域住民等への対応など、教員に求められる役割が多様化するもとの、子どもたちを、学習面、生活面の両方から指導していくためには少人数指導ではなく、教員を抜本的に増やして学級単位を縮小していく必要があると中央教育審議会の提言でも述べられており、地方独自の取り組みではなく、国として予算措置も含めて早急に少人数学級編制をすすめていくための取り組みが必要です。

先ほどの討論者もおっしゃいましたが、現在、国のほうでも少人数学級編制について、前向きな動きがあるようですが、全国から、さらに前進を求める声をあげ、政府に対して早期の対応を求めていくべきだと考え、この意見書について賛成の立場からの意見を申しあげます。以上で私の討論とさせていただきます。

議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（坂口徹君） 起立少数であります。

よって、発議第7号については、賛成少数で否決されました。

次に、追加日程4．発議第8号 PCR検査のさらなる拡充を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、発議第8号 PCR検査のさらなる拡充を求める意見書について、提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第8号

PCR検査のさらなる拡充を求める意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年9月25日提出

議 会 議 員

濱 眞 理 子

木 澤 正 男

それでは、意見書を朗読をもって説明にかえさせていただきます。

PCR検査のさらなる拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は発症直前にウイルス排出がもっとも多く、しかも無症状者からの感染が全体の40%にのぼることが明らかになっています。これ以上の感染拡大を広げないためには、感染震源地を明らかにし、その地域住民全員の検査を行うこと、医療関係者をはじめ福祉職場、学校現場、エッセンシャルワーカー等の検査を一気にすすめることが求められます。

アメリカのニューヨーク州では、「いつでも、誰でも、何度でも」検査を受けられる体制が構築されています。わが国でも検査能力の拡大が進められていますが、感染拡大地域の全住民や従業員をはじめ、必要のある方がすみやかに検査を受けられる体制を整備することこそ、無症状感染者からの感染を含む感染拡大を抑えるために最も効果的であると考えます。

また、地方自治体等を通じた、検査を実施する際の職員配置、検査キットなど備品購入費用の財政支援がなければ、一般医療機関での検査能力拡大にはつながりません。

よって政府及び国会は、PCR検査能力をさらに大幅に広げるよう取り組むとともに、そのための地方自治体への財政支援を拡充することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月25日

奈良県斑鳩町議会

以上で、提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） 発議第8号については、賛否の討論を要するとの申し出がありません。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） それでは、PCR検査のさらなる拡充を求める意見書の提出に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

政府においては、今年2月以降、新型コロナ対策として、感染症予防対策や医療体制の整備、経済対策など、さまざまな取り組みをすすめられてきました。また、去る8月28日には、これまで得られた新たな知見を踏まえ、最新版となる「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を発表され、感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直しや、医療提供体制の確保、治療薬の開発支援やワクチンの確保策、保健所体制の整備などをすすめられる方針であるとのこと。この「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」のなかに、「検査体制の抜本的な充実」が重点施策としてすでに盛り込まれております。具体的には、季節性インフルエンザ流行期に対応した地域の医療機関での簡易かつ迅速な検査体制の構築や、感染拡大地域等において医療機関や高齢者施設等に勤務する方全員を対象とする一斉・定期的な検査の実施、本人の希望による検査ニーズに対応できる環境整備や市町村への支援など、PCR検査をさらに拡充するための対策が定められております。

すでに、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から都道府県あてに、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について、本年10月を目途に取り組んでいただくよう9月4日付けで文書が発出されております。

以上のことから、政府においては、専門家や研究者の意見を随時確認されながら、感染症予防対策と社会経済活動との両立を全体的視点ではかかれているものであり、本意見書の提出に対しては必要がないものと、反対するものであります。

議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） それでは、PCR検査のさらなる拡充を求める意見書の賛成意見を述べさせていただきます。

昨日のニュースでは、奈良県の新型コロナウイルス感染者数は558人と報じられていました。しかし、意見書にもあるように、無症状の方からの感染が全体の40%にのぼることが明らかになっていることからわかるように、実際の感染者はこの人数よりもはるかに多いと推測されます。この無症状感染者からの感染拡大をおさえることが、効果的で重要であることは言うまでもありません。検査は、抗原検査や抗体検査なども取り入れられていますが、それぞれ確実とは言えない問題点もあります。また、PCR検査で陰性であっても、検査後に感染することも当然あります。感染震源地を明らかにし、広範囲の検査を行う体制は感染拡大防止の有力な手立てです。政府の取り組みが徐々に拡充されていることは、評価できることです。しかし、検査体制や検査費用の面では早急に更なる拡充が必要です。

最前線で日夜奮闘されている医療関係者、福祉職場、学校現場、そして、生活を支えるために不可欠な業務の方々等、速やかに検査が受けられるよう拡充し、あわせて地方自治体への財政支援を求めるこの意見書、国の対応のさらなる前進を促すために、この意見書をぜひとも議決していただき、提出したいと望んでおります。

皆さん方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（坂口徹君） 起立少数であります。

よって、発議第8号については、賛成少数で否決されました。

○議長（坂口徹君） 次に、日程5. 各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。各常任委員会においては、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしくお願いいたします。

次に、日程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしくお願いいたします。

ここでお諮りいたします。

皆さまのお手元に配布しております、追加日程 5. 研修会への参加派遣についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程 5 を日程に追加し、審議することに決しました。

それでは、追加日程 5. 研修会への参加派遣についてを議題といたします。

研修会への参加派遣について、斑鳩町議会会議規則第 130 条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第 19 条の規定により、お手元に配布しております計画書のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、研修会への参加派遣については、満場一致をもって承認されました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長のあいさつをお受けいたします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 令和2年第3回町議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会では、斑鳩町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてなど、24議案を提案させていただきましたところ、議員皆さま方には去る8月31日の初日から本日まで終始ご熱心にご審議を賜り、すべて原案どおり可決を賜りましたこと、深く感謝申し上げますとともに、心よりお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症はいまだ終息に向けた出口が見通せず、町民及び事業者の皆さまに非常に大きな影響を及ぼしているところでございます。

このような厳しい状況が続く中、町民及び事業者皆さま方の生活を守るため、生活支援クーポン券「斑鳩町You&Iクーポン券」や新生児特別定額給付金、住宅リフォーム等支援金など、本町独自の新たな支援策について、本日、その予算措置を含む補正予算を可決賜りましたことから、迅速かつ着実にこれら事業の実施に取り組んでまいります。

今後も、必要なところに必要な支援が届くよう、町民及び事業者皆さま方の声にしっかりと耳を傾け、事業を実施してまいる所存でございますので、議員皆さま方におかれましては、引き続き、ご理解・ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

終わりにあたり、彼岸も過ぎ、朝夕は秋めいてまいりましたが、日中はまだまだ暑い日もございますので、議員皆さま方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（坂口徹君） これをもって、令和2年第3回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時50分 閉会）